施設園芸等燃料価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業のポイント

- 月ごとの平均燃料価格が発動基準価格（7中5平均）を超えた場合、この差額に補填対象数量（当該月購入数量の70%）を乗じた補填金を交付。また、発動基準価格を超え、かつ、直近3年のいずれかの価格より一定以上高騰した場合※1、補填対象数量を当該月購入数量の100%に引き上げて交付（急騰特例）。
- 令和7年度の発動基準価格は、A重油：98.5円/L、LPガス：121.8円/kg、LNG：78.3円/㎥。

発動基準価格と補填対象数量の考え方

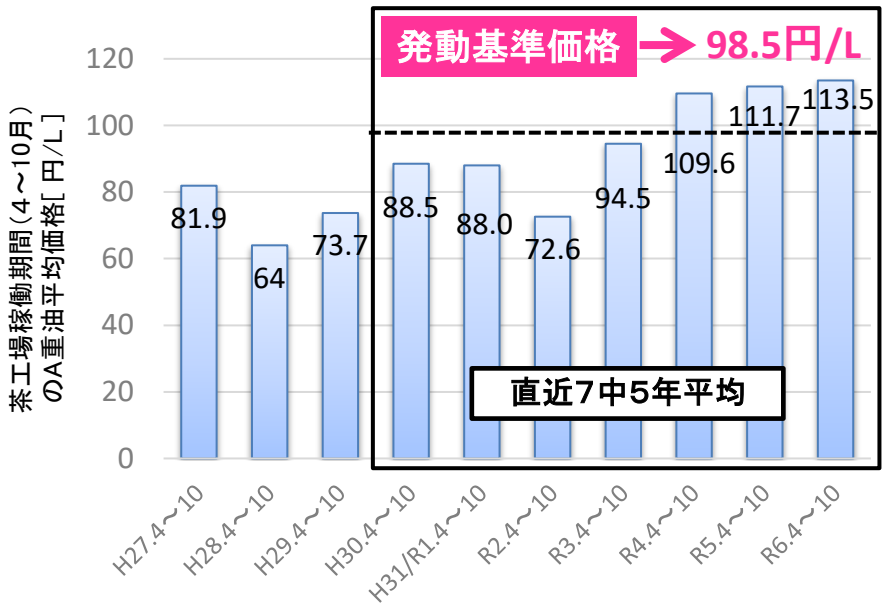

急騰特例

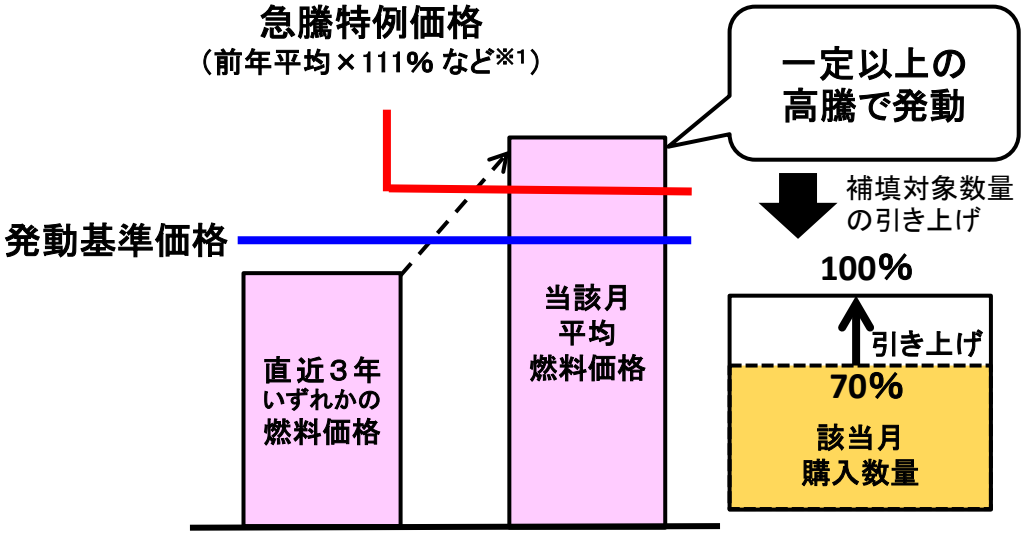

※1：前々年平均×122%又は前々々年平均×133%の高騰でも急騰特例の対象となる。

- A重油発動基準価格：98.5円/L（対象期間の平均価格の7中5平均）
- 補填対象数量は当該月購入数量の70%
- 農家の積立金は高騰見込みに応じて4パターン選択可※2、3
  - ※2：170%コース・150%コース・130%コース・115%コース（農家負担は1／2）
  - ※3：補填総額の上限は農家積立額の2倍

→令和5年度から、LPガスとLNGも対象に追加
（発動基準価格等の考え方・算出方法はA重油と同様）

LPガスの発動基準価格：121.8円/kg、LNGの発動基準価格：78.3円/㎥

当該月の平均燃料価格が、R4～R6年の対象期間（4月～10月）の平均燃料価格より一定以上急騰した場合、急騰特例として、補填対象数量を当該月購入数量の70%から100%に引き上げ。A重油の場合、R7年はR6年の平均価格から111%以上高騰した場合（126.0円/L）に発動。

LPガスの急騰特例価格：158.1円/kg
LNGの急騰特例価格：119.0円/㎥

茶セーフティネット構築事業（燃料価格高騰対策）の仕組みと積立単価

〈目的と基本的な仕組み〉

施設園芸等燃料価格高騰対策の目的

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

基本①　支援対象者

事業参加者が3戸以上　又は　農業従事者5名以上で構成する農業者団体等

基本②　省エネルギー等対策推進計画

支援対象者は、1工場当たりの燃料使用量を3年間で15%以上削減する目標と、目標達成に向けた取組を設定

※2期目以降に継続して取り組む場合は、1工場当たり燃料使用量をさらに15%以上削減するほか、1kg当たり燃料使用量の15%以上削減する目標に取り組む。計30%以上の燃料使用量削減を達成した場合は、更なる省エネ対策に不断に取り組むこと。

基本③　茶セーフティネット構築事業

①支援対象者は、セーフティネットの積立水準と燃料購入数量を設定し、補填積立金を納入（国と生産者が1：1で積立）

②省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向けて取組を実施し、燃 料価格が一定価格（令和7年度はA重油98.5円/L、LPガス：121.8円/kg、LNG：78.3円/㎥）を超えた場合に補填金を交付。

③燃料価格が一定基準を超えた場合、補填対象数量を当月購入数量の70%から100%へ引き上げ（急騰特例）。基準価格は、A重油126.0円/L、LPガス158.1円/kg、LNG119.0円/㎥

〈令和７事業年度の積立単価〉

積立単価の算出方法

直近7年間のセーフティネット対象期間における平均単価の7中5平均の15%、30%、50%、70%

積立単価の設定方法

事業申請の際、加入コース（115%、130%、150%、170%）を選択

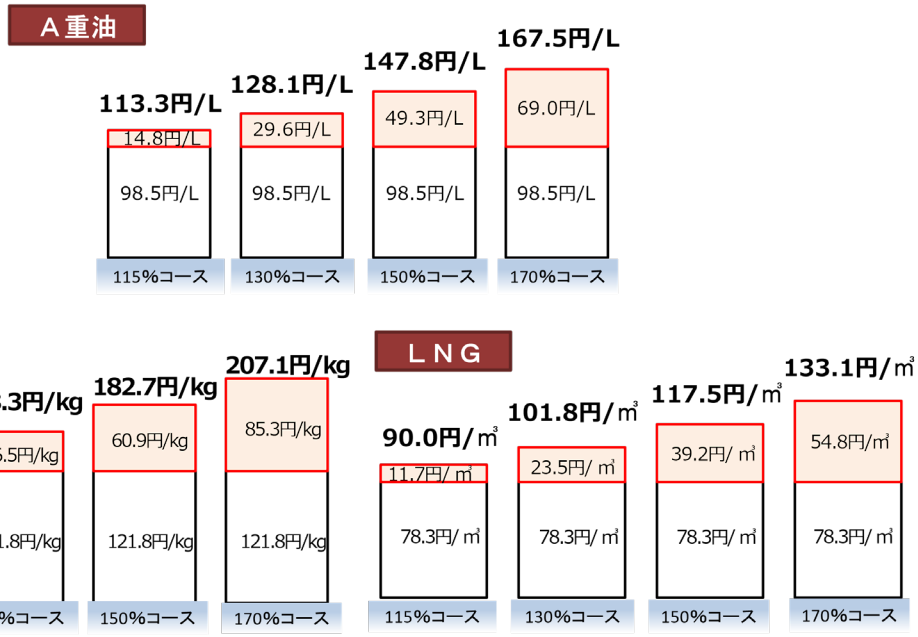

計算方法

補填積立金＝**積立単価**×燃料購入予定数量×1/2

例：A重油　20,000L、LPガス　4,500kg、150%コースで加入する場合

A重油　20,000L×49.3円/L×1/2＝493,000円

LPガス　4,500kg×60.9円/kg×1/2＝137,025円→137,000円※

積立金合計：630,000円

※切り捨てにより100円単位で計算